

債権差押命令の申立てについて（水戸地裁土浦支部）

1 管轄（申立てをする裁判所）

債権執行の手続は、**債務者の住所地（法人の場合は本店所在地）を管轄する地方裁判所（少額訴訟債権執行を除く）**に申立てをする必要があります。「債務者の住所地（本店所在地）」とは申立てをするときに実際に居住している住所（※）を意味しますので、債務名義（判決・調書・公正証書など）の住所と実際に居住している住所が異なるときには、実際に居住している住所が基準となります。

※債務名義上の住所から実際に居住している住所までのつながりが住民票等で確認できない場合、債務名義上の住所地を管轄する地方裁判所に事前にご相談ください。

2 必要書類について

①債権差押命令申立書

※申立書・当事者目録・請求債権目録・差押債権目録の順に左綴して、申立書に記名押印の上、各頁の上部には捺印を、下部分に頁番号を付けて下さい。

※差し押さえる債権の種類（給与・預金）によっては書式の用意があります。

②当事者目録・請求債権目録・差押債権目録の写し（当事者数+1部）

③第三債務者に対する陳述催告の申立書

※第三債務者に差押債権の有無や金額等の回答を求める申立てです。この申立てをするか否かは債権者の自由ですが、差押命令正本が第三債務者に送達された後に、この申立てをすることはできません。

④債務名義（判決・調停調書・仮執行宣言付支払督促・公正証書等）の正本

※強制執行をするためには、原則として債務名義正本に**執行文**をつける必要があります（仮執行宣言付支払督促など執行文の不要なものもありますので事前に確認して下さい）。執行文は債務名義を作成した裁判所（公正証書の場合は公証役場）に申請をして付けてもらうことになります。

⑤送達証明書

※上記④の債務名義の正本が相手方（債務者）に送達されたことの証明書で、申請先は執行文と同じところです。

※家事審判など債務名義によっては、確定証明書の提出も必要になります。

⑥資格証明書（代表者事項証明書または現在事項全部証明書）

※当事者のなかに法人がいる場合に提出してもらう書類です。資格証明書は法務局で申請をして取得することができます。

※申立債権者は申立日から**3か月以内**、債務者・第三債務者は申立日から**1か月以内**に発行されたものを提出する必要があります。

※本店所在地や商号に変更がある場合、つながりを証明する文書として、履歴事項全部証明書や閉鎖登記事項証明書などを提出する必要があります。

⑦住民票・戸籍謄本等

※債権者または債務者が、債務名義を作成したときから氏名、住所を変更している場合には、つながりを証明する文書として住民票や戸籍謄本・戸籍の附票を提出する必要があります。（変更がなければ提出の必要はありません。）

※住民票は、マイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。

◎申立ての内容によっては上記以外の書類が必要になることもあります。

3 申立手数料

収入印紙4000円

※債務名義が複数の場合には、4000円×債務名義の数

※債務者が複数の場合には、4000円×債務者の数

4 郵便切手

債務者・第三債務者1名ずつの場合の組み合わせは下記のとおり

500円切手	5枚
100円切手	4枚
84円切手	5枚
50円切手	2枚
20円切手	4枚
10円切手	8枚
2円切手	10枚
合計	3,600円

※債務者が1人増えるごとに

1,204円分を追加

（500円×2枚、100円×2枚、
2円×2枚）

※第三債務者が1人増えるごとに

1,250円+564円（1,814円分）

を追加

（500円×3枚、100円×2枚、

50円×2枚、10円×1枚、2円×2枚）

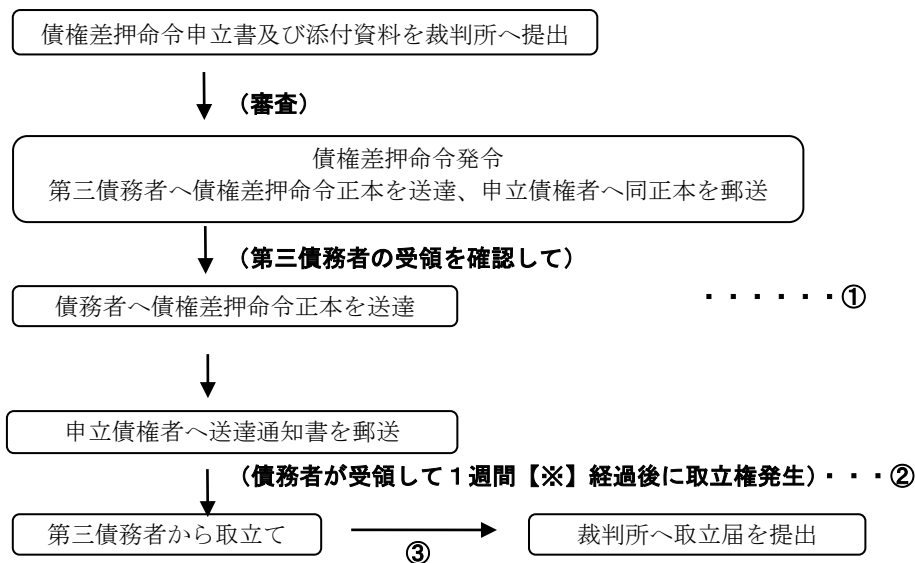
※執行費用（差押命令送達費用等）として請求を認めているのは、陳述催告の申立てをする場合、3,196円まで（当事者が増えれば追加分の金額を加える）

※郵便の送達状況によっては、切手の追加納付をお願いすることもあります。

債権差押命令の申立てをされる方へ ～手続利用における注意事項～

※本書面は、債権差押の強制執行を利用される方への注意事項を記載したものです。手続をご利用になる前に、必ず御一読下さい。

【 債権執行手続の流れ 】



※差押債権が給料等債権で、かつ請求債権に民事執行法151条の2第1項各号に掲げる義務（例：養育費や婚姻費用分担金など）に係る金銭債権が含まれていない場合は4週間

上記の手続の流れ中、段階に応じて、以下の注意点がございますので、手続をご利用の際には、必ず御確認下さい。

①『債権差押命令発令』後～『債務者送達』まで

●債務者へ郵便物が届かない場合があります。

債権者（あなた）に、再度債務者へ郵便物を送るための郵便切手（1204円～）のほか、郵便物の送付先を調査した調査報告書等を提出して頂くことがあります。

※郵便切手や調査報告書等の提出等を怠ると、手続を進めることができず、取立てができません。また、長期間放置し、かつ、裁判所からの連絡事項に対応されない場合には、補正命令が裁判所から発せられ、補正されない場合は、債権差押命令が取り消される場合がありますので御注意ください。

②『債務者送達』後～『取立権発生』まで

●債務者から債権差押命令に対して不服申立てがなされることがあります。

※不服申立ての内容については、裁判所が適否を判断します。

③『取立可能』後

★回収できる金額が、手続にかかった費用にも満たない場合があります。

※差押債権が存在しない、あるいは、金額が少額の場合、回収できる金額よりも、費用の方が多額になることがあります。

●債権者が直接『 第三債務者 』に連絡をして支払を受けて下さい。裁判所は、債権者の取立行為に一切関与しませんので、ご注意ください。

※銀行振込による取立ての場合、振込手数料は原則『債権者（あなた）』負担です。

※第三債務者が供託した場合、裁判所の配当等の手続（お金を債権者に分配する手続）を経た後に、法務局から支払を受けることとなりますので、一定の期間がかかります。

●取立行為につき『 第三債務者 』が争う あるいは 取立てに応じない 場合、第三債務者に対して『 取立訴訟 』を提起し、債権回収を図ることになります。

※取立訴訟は、裁判手続なので、弁護士等の専門家に御相談下さい。

●取立不能（債務者が退職した、預金が無い等）になった場合は「取下書」を、あるいは、取立てが完了した場合は「取立完了届」を提出するなど、必要な手続を必ずお取り下さい。

●取立てができていない場合は、必ず定期的に『 取立届 』を御提出下さい。

※提出を怠っている場合、裁判所から連絡をすることがあります。

※取立権が発生してから（取立届又は支払を受けていない旨の届出書を最後に提出してから）2年経過しても取立届又は支払を受けていない旨の届出書を裁判所に提出しない場合、取消予告通知をした上で、債権差押命令が取り消される場合がありますので、御注意ください。